

事例番号:350089

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 40 週 3 日 羊水過少傾向

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 5 日 羊水過少あり、分娩誘発のため搬送元分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 5 日 トロイソテル挿入

妊娠 41 週 0 日

時刻不明 陣痛開始

妊娠 41 週 1 日

1:25- 破水直後の胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数基線 60-100 拍/分の徐脈および高度遷延一過性徐脈あり、過強陣痛を疑う所見を認める

1:58 胎児機能不全の診断で当該分娩機関に母体搬送となり入院、到着時、子宮口全開大

2:15 胎児機能不全の適応で吸引 4 回実施により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 (stage III) および臍帯炎

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 1 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.80、BE -26.3mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後17日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:助産師2名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名

看護スタッフ:助産師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性があり、また、過強陣痛の可能性を否定できない。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

(4) 胎児は、分娩第1期の終わり頃に低酸素・酸血症の状態となり、その状態が出生時まで持続したと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠40週2日、トワイニテル挿入による分娩誘発について書面で説明し同意を得たことは一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠40週5日、羊水過少のため分娩誘発を目的に入院管理としたこと、および妊娠40週5日以降の入院中の対応(適宜分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。
- (2) 分娩誘発のため、トワイニテルによる頸管熟化を行ったことは一般的である。
- (3) 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、妊娠41週1日1時10分に破水を確認した13分後にドップラ法による胎児心拍数の聴取を行ったことは一般的である。
- (4) 妊娠41週1日、破水後、努責、陣痛が急に強くなり、子宮口開大8cmが認められ、胎児心拍数が回復せず胎児機能不全の診断で当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。
- (5) 当該分娩機関における妊産婦到着後の対応(ドップラ法による胎児心拍の確認、および胎児心拍数60拍/分台が認められ帝王切開の準備をしたこと、超音波断層法の実施)は一般的である。
- (6) 妊娠41週1日2時5分、胎児機能不全の診断で吸引分娩による急速遂娩を実施したことは一般的である。
- (7) 吸引分娩の実施方法は一般的であるが、吸引分娩の要約(子宮口全開大、既破水、児頭の位置Sp-2cm)は選択肢のひとつである。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。